

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、食に関連した事業を行っているため、とりわけ社会からの信頼が求められ、この信頼の維持が、当社の企業価値の基盤となると考えています。このため、適時適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、常に、経営の透明性及び効率性を確保できる体制を整備することが必要不可欠であると認識しています。

これと併せ、企業価値の継続的な向上も、当社が社会からの信頼を維持していくには必要不可欠であると考えています。このため、経営において「監督と執行の分離」が可能な体制を構築することが最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会の決議において、委員会設置会社へ移行しています。過半数を社外取締役から構成する取締役会は、執行役への大幅な権限移譲を行うと共に、これらの業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としています。これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

■原則1-4

当社は、政策保有株式を保有していません。

■原則1-7

当社は、取締役、執行役または主要株主が、当社又は子会社と取引を行う場合には、当社の取締役会規程に基づき、取締役会による事前承認を求めています。また、当社と子会社との間の通例的でない取引についても、同様に取締役会による事前承認を求めています。

■原則3-1

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

企業理念、経営方針、経営計画は、当社ホームページ及び決算説明会資料等にて開示しています。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針

本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 経営陣幹部、取締役に對する報酬決定方針・手続

取締役・執行役の報酬は、定められた基本方針に基づき、独立社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会において決定しています。基本方針につきましては、定時株主総会の招集ご通知に記載しています。「株主総会招集ご通知」は、当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選任、取締役候補の指名方針・手続

取締役及び執行役の選任にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名委員会において、その職責を担うにふさわしい人格、知識、経験、経歴等を備えているかを検討・審議の上、総合的判断により候補者を決定しています。

(5) 経営陣幹部の選任、取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の説明

当社は、定時株主総会の招集ご通知において、選任・指名の理由について開示しています。

■補充原則4-1-1

当社は、指名委員会等設置会社を採用し、取締役会は、法令・定款に定められた事項及び取締役会が取締役会にて決議が必要と認める事項を除き、原則として執行役に権限委任を行い、取締役会はその執行状況の監督を行います。

■原則4-8

現在、取締役9名のうち独立社外取締役は6名です。また、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員の過半数は独立社外取締役としています。

■原則4-9

当社では、社外取締役候補者の独立性判断基準について、会社法上の社外要件および東京証券取引所が定める独立性基準を満たした上で、当社の経営に適切な助言および監督のできることを基準としています。

■補充原則4-11-1

取締役会は、指名委員会にて定めている役員選任基準に基づき、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、9名のうち6名を独立社外取締役とし、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持します。

■補充原則4-11-2

定時株主総会の招集ご通知に重要な兼職等を記載しています。「株主総会招集ご通知」は、当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。

■補充原則4-11-3

毎年、自己評価等の方法により、取締役会の有効性・実効性の分析を行うとともに、その結果の概要について、当社ホームページに掲載しています。

■補充原則4-14-2

当社は取締役および執行役を対象とした役員勉強会を適宜実施しています。今後も継続的に実施していく方針です。

■原則5-1

当社のIRIに関しては、金融商品取引法および(株)東京証券取引所の定める規則に従って適時、正確かつ公平な情報開示を行っています。当社の株主との建設的な対話に関する方針は以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般について目配りを行う経営陣または取締役の指定株主や投資家との対話は代表執行役が統括しています。

(2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

対話を補助する専門の担当部署としてIR担当部門を設置しています。IR担当部門は、開示資料の適切な作成ならびに株主や投資家との建設的な対話の実現のため、財務、経理、法務のみならず、事業を推進する部門とも連携し、業務を行っています。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実にする取組み

個人投資家向けには、株主総会において経営近況報告を行い、直近の経営状態、財務内容等について、スライド等を使用して詳細に説明し、当社についての理解をより深めていただくようになっています。

アナリスト、機関投資家向けには、半期毎の決算説明会において、決算および事業の詳細について説明を行っています。その状況については、説明会当日中にオンデマンド配信を開始するなど、より多くの人々に理解していただけるよう、積極的な開示を行っています。

外国人投資家に対するIR活動としては、開示資料の大半を英文で作成しています。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

株主や投資家との対話において把握した株主・投資家の意見・提案等については、取締役、執行役にフィードバックする他、緊急時には即座に伝達することとしています。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、インサイダー情報の取扱いについては、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応しています。

従業員への啓もうに関しては、法務室が主催するインサイダー取引に関する勉強会を開催しています。

決算情報に関しては、情報漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、クワイエットピリオド(沈黙期間)を設け、この期間中の決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただいています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐野陽光	46,582,800	43.57
穂田誉輝	15,781,200	14.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,802,400	3.56
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	2,546,500	2.38
ピービーエイチ マシユーズ ジャパン ファンド	1,923,500	1.80
ジェーピーモルガンチエース オツベンハイマー ジャスデツク レンディング アカウント	1,408,300	1.32
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	1,327,900	1.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,265,400	1.18
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	1,206,000	1.13
ゴールドマンサックスインターナショナル	1,052,548	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

大株主の状況に関しては、2015年12月末現在の状況になります。
2016年8月25日開示の「主要株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、2016年8月30日付けで主要株主の異動が生じ、主要株主であった穂田氏の所有株式数が15,781,200株から2,566,200株(2.40%)となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長・社長以外の執行役を兼任する取締役
取締役の人数	9名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
北川徹	他の会社の出身者													
柳澤大輔	他の会社の出身者													
出口恭子	他の会社の出身者													
藤井宏一郎	他の会社の出身者													
新宅正明	他の会社の出身者													
西村清彦	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
北川徹			○	○	—	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社執行役員(戦略・ファイナンス・サプライチェーンなどを担当)を含む複数のB2Cブランド事業での戦略・財務の経験に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言ができるかと判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。
						株式会社カヤックの代表取締役CEOとして上

柳澤大輔	○		○	○	——	場企業の経営者であるとともに、最先端のIT知識を豊富に有しており、当社の経営に対して適切な監督、助言ができると判断し、社外取締役を選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。
出口恭子		○	○	○	——	日本ストライカー株式会社代表取締役社長を含む複数の企業での経営経験に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言ができると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。
藤井宏一郎	○	○	○	○	——	グーグル株式会社執行役員、文部科学省などでの豊富な広報活動の経験と専門知識に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言ができると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。
新宅正明				○	——	グローバル企業の経営者としての知見と経験が豊富であることから、取締役として監督をすることで当社の経営体制がさらに強化されると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。
西村清彦				○	——	経済学の研究者としての深い知見に加え、日本銀行において培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い識見を有しており、当社の経営全般に対する助言ができると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 3名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
岩田林平	あり	あり	×	○	なし
佐野陽光	なし	あり	○	×	なし
穂田誉輝	なし	あり	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は監査委員全てが社外取締役のため、監査委員会の職務を補助する監査補助者を選任しております。当該監査補助者は常勤しており、日常業務の状況を適時に監査委員へ報告を行う体制を構築しております。また、使用人である監査補助者の独立性を確保するため、監査委員会規程により監査補助者の選解任及び人事評価は監査委員会が行うものとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査委員会と会計監査人との間で、適宜、情報交換及び意見交換を行う場を設けております。また、当該連携には監査補助者も同席しており、監査計画、監査体制及び監査の実施報告を受け、今後留意すべき点についての共有がなされております。なお、2015年度に会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りです。業務を執行した公認会計士の氏名：山本守、栗栖孝彰、坂井知倫
また、当社は、内部監査専任の担当者を選任しており、代表執行役の命により、内部監査を実施しております。なお、当該内部監査担当者と監査委員会及び監査補助者との間では、適宜情報交換の場が設けられており、その場において、内部監査計画及び内部監査の報告を実施しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬は、過半数が社外取締役より構成されている報酬委員会により決定されております。公正及び中立的な立場からの報酬決定となるよう、取締役及び執行役の職責及び職務執行状況を勘案し、決定しております。

ストックオプションの付与対象者	執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、インセンティブとしてストック・オプションを付与しております。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び執行役の報酬は有価証券報告書及び事業報告にて社外取締役、社内取締役、執行役員別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、定額報酬とすることとしており、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。執行役の報酬は、定額報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境、各執行役の職務内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会開催前に、法務室内に設置している取締役会事務局より、決議事項及び報告事項の事前通知を行うこととしております。また、欠席取締役に対しても開催後速やかに会議の内容を報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能は下記のとおりです。

◆取締役会

当社の取締役会は取締役9名(うち社外取締役6名)で構成されており、経営の基本方針を決定すると共に、大幅な権限移譲を執行役に行い、当該執行役の業務執行状況を監督しております。

◆3委員会

1. 監査委員会

当社の監査委員会は、社外取締役4名で構成されております。各々が異なる専門分野を有する社外取締役により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任をしております。監査委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の業務執行の監査・監督及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定することとしております。なお、監査補助者が事務局を担当し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。

2. 指名委員会

当社の指名委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としております。指名委員会における付議事項としては、株主総会に提出する取締役選任・解任議案の内容を決定することとしております。なお、法務室内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。

3. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬の適正性を確保する体制としております。これにより、監督する立場から業務執行を公正に評価できる体制が構築できると考えております。取締役及び執行役の報酬等の基本方針の決定及び個人別の報酬額を決定することとしております。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。

◆執行役

当社の執行役は、当社の業務執行の最高意思決定機関である経営会議を構成し、取締役より委任を受けた業務の執行を行っております。

◆監査体制

当社の監査体制は、監査委員会、監査補助者、内部監査担当者が会計監査人及び顧問弁護士と連携し、監査体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、委員会設置会社への移行前においても、コーポレート・ガバナンスの一環として、社内から独立した社外取締役の選任を積極的に行う一方で、執行役員制度を採用しておりました。これは監督と執行の分離により監督機能を強化しつつ経営の迅速性を確保することが企業価値を高める手段であると考えていたためであります。

会社法改正により当社でも委員会設置会社形態を採用することが可能となり、委員会設置会社形態を採用することで監督と執行の分離をより強化することが可能と考え採用しております。

また、当社では、取締役会の過半数が、社外取締役で構成されています。各社外取締役は、各々が独自の専門分野を有しており、豊富な経験と幅広い見知に基づき、経営に対するアドバイスや意見交換を行っており、監督機能を十分に果たしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定の期日の3営業日以上前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様のご便宜を図るため、PCまたはスマートフォン、携帯電話からのインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。これにより機関投資家は招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を作成し、当社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後にアナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社では個人投資家向けのIRを重視しており、その一環として当社ホームページに決算情報その他の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの専門担当部署として、財務部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを策定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はグループ内部統制システムを下記のとおり構築しております。

1 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

ア) 当社は、取締役会により定められたコンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程(以下「法令等」といいます)に関するコンプライアンス体制を整備します。

イ) 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

(2) 内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

(3) 監査の実施

ア) 代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制とします。

イ) 監査委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、執行役の職務執行を監査します。

(4) その他

ア) 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。

イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ウ) 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」を策定し、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

2 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

(2) 取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) ユーザーが安心して当社のサービスを利用できることを事業の中核とする会社として、ユーザーからの信頼を獲得・維持することをリスク対策における最重要課題とします。

(2) 過半数が社外取締役から構成される取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。

(3) リスク管理委員会は、業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、個別のリスクごとに責任部門を定め、リスクの低減と防止のため、当社のリスクを網羅的・包括的に洗い出した上、当該リスクを分析・評価し、当該リスク発生の予防活動及び危機発生に備えた対応を行うと共に、リスク管理の状況を適宜、代表執行役及び取締役会に報告します。

(4) 当社は、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の確立・強化を推進します。また、当社は、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSへの適合認証を取得し、これにより、当社の情報セキュリティマネジメントシステムを実施します。

(5) 企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(6) 監査委員会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。

4 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととします。

(2) 当社は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

5 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。

イ) 子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、原則として、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス・リスク管理規程を策定し、同規程において必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

イ) 当社は、子会社を兼ねたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題・対応策を審議します。

ウ) 当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。

エ) リスク管理委員会は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、必要に応じて、当社代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を策定します。

イ) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。

ウ) 子会社管理について、子会社に当社から役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。

エ) 当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。

オ) 当社は、各子会社の中期経営計画を承認し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア) 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の役員及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。

イ) 当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。

ウ) 当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。

工) 当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握すると共に、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

6 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 当社では、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人(以下「監査補助者」といいます)を設置することができるものとします。なお、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとします。
- (2) 監査補助者は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとします。また、当該使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとします。
- (3) 監査補助者の指示の実効性を確保するため、当該使用人が、取締役会及び経営会議並びにリスク管理委員会に出席する機会を確保します。

7 当社の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 執行役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査委員会に定期的に報告を行うほか、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとします。
- (2) 子会社の役員は、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、リスク管理委員会及び取締役会を通じて、監査委員会に当該事実を報告するものとします。また、当社監査補助者は、定期的に監査委員会において、当社監査委員に対して、子会社におけるコンプライアンス・リスク管理等の現状を報告するものとします。
- (3) 当社は、監査委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程及びコンプライアンス・リスク管理規程に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

8 その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- (2) 監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
- (3) 監査委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。
- (4) 当社は、監査委員がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業の社会的責任及び当社企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は経営上重要であると考えております。

「反社会的勢力対応規程」を2008年10月3日に制定しております。この規程に基づき、外部専門機関への調査依頼やインターネット検索による方法で、株主、取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。

また、反社会的勢力への組織的な対応を目的として、定期的に全従業員を対象に研修を実施しており、その後の新入社員に対しても入社時に同様の研修を実施しております。

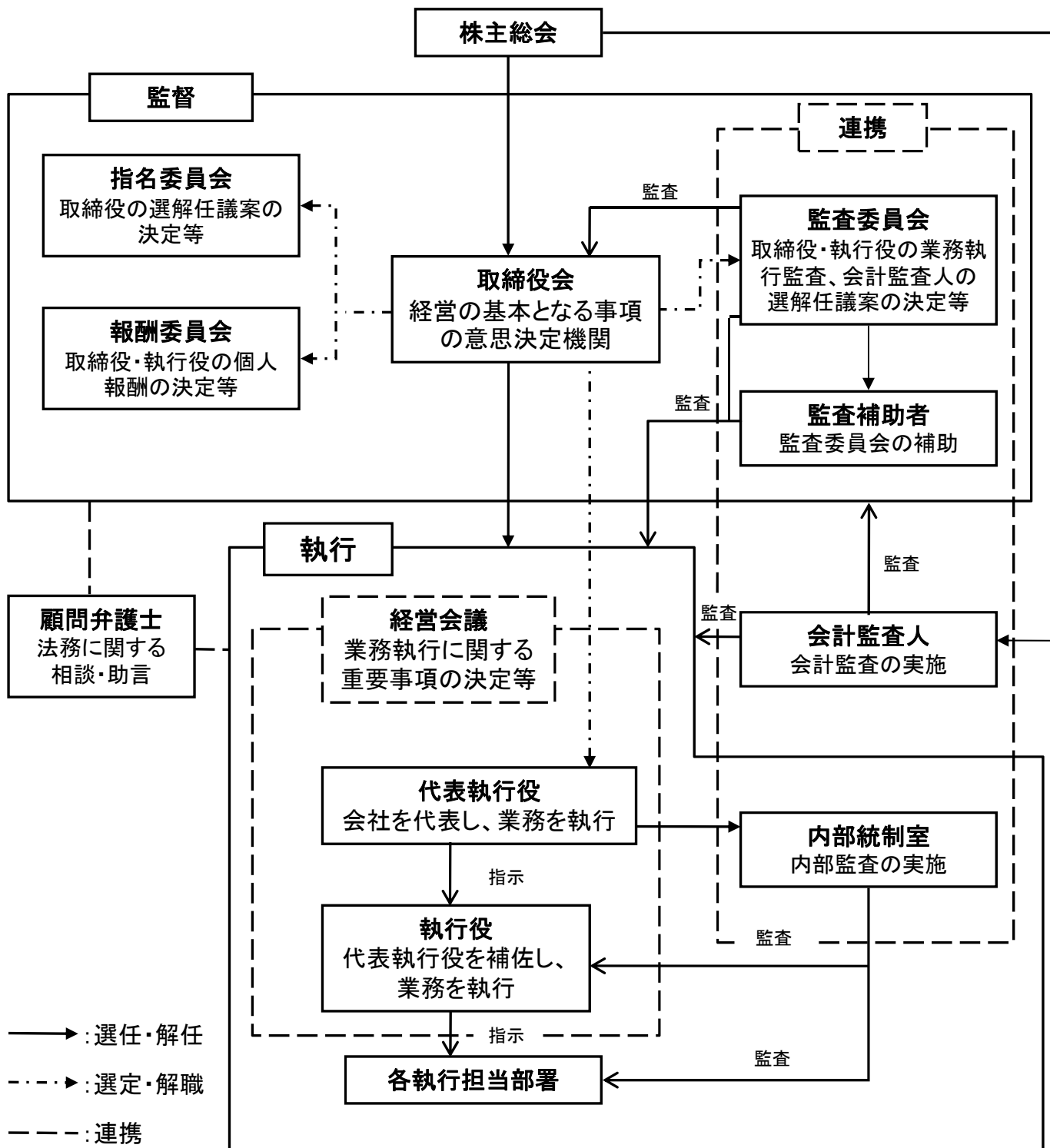
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



<適時開示体制>

